

Tax-Account+

第90号
平成27年8月7日

この「Tax-Account」では、専門的な用語を極力避けているため、法律の条文と比較すると、不正確な表現となっている部分があります。この情報を基に、施策を実行に移される際は、ご注意ください。ご不明の点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

ふるさと納税について

お盆の時期が近づいてきました。ふるさとへの帰省を予定されている方も多いのではないかと思います。

...

平成20年度の税制改正において、いわゆる「ふるさと納税」制度が導入されました。近年、テレビなどでも話題になり、利用者が急増しているそうです。「そろそろ利用してみたい」と考えている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

ふるさと納税は、自分の好きな都道府県や市区町村に寄附をする制度です。(つまり、正確には、「納税」というより、「寄附金」の制度なのですが、これを利用すると、所得税・住民税の納税負担が寄附の金額に応じて軽減されるため、「納税」という表現が使われています。)

「ふるさと」というネーミングではありますが、自分自身の故郷である必要はありません。寄附したい自治体を全国から選び、かつ、その自治体が掲げている政策のなかから「使い道」も指定して寄附することができるというものです。

寄附した金額のうち2千円を超える部分については、所得税・個人住民税から全額が控除されます(平成27年中に寄附した金額は、平成27年分の所得税と、平成28年度分の住民税から控除されます。)

ただし、その「全額」の控除を受けるためには、一定の限度額があり、その限度額を超えた寄附をすると、「全額」の控除にならなくなります。

このふるさと納税が注目を集めている理由は、何と言っても、各自治体が用意している魅力的な返礼品の存在だと思います。寄附金額のうち2千円を超える部分の全額が、所得税・個人住民税から控除されるとすれば、実質的な負担2千円で、各地の特産品などを手に入れることができるからです(返礼品のない自治体もありますので、ご注意ください)。

ふるさと納税を受け付けている自治体は、寄附額に応じた特典を用意しているケースが多いようですが、場合によっては、数万円相当の返礼品を実質負担2千円で入手することができるのです。

そのふるさと納税が、平成27年度の税制改正によって改正されました。改正点のひとつに、上記に述べた「限度額」の拡大(住民税額の1割→2割)があります。

最近、よくご質問を受けるのが、この「限度額」についてです。「限度額が2倍になったそう

だが、いくらまでの寄附なら、2千円を超える全額が控除されるのか？」というものです。

「あくまで『寄附』なのだから、損得を考えるとよくない」というお叱りには目をつぶり、細かい理屈は抜きにして、目安となる金額の計算方法を述べます。

限度額を計算するには、「所得」の金額がいくらであるかが必要です。しかし、平成27年はまだ終わっていませんので、今年の所得がいくらであるかを、今から知ることはできません。

そこで、昨年と今年の所得が同額であると仮定します。

サラリーマンなど、給与所得のみの方は、昨年の源泉徴収票をご覧ください、「給与所得控除後の金額」から「所得控除額の合計額」を差し引いてください。その計算の答えが「所得」です。

確定申告をなさった方は、第一表右上の「課税される所得金額」をご覧ください。その金額が「所得」です。

| 超 | 以下 | 税率 |
|------------|------------|---------|
| | 1,950,000 | 5.105% |
| 1,950,000 | 3,300,000 | 10.210% |
| 3,300,000 | 6,950,000 | 20.420% |
| 6,950,000 | 9,000,000 | 23.483% |
| 9,000,000 | 18,000,000 | 33.693% |
| 18,000,000 | 40,000,000 | 40.840% |
| 40,000,000 | | 45.945% |

次に、その所得の金額を上表に当てはめて、「税率」の数字に10を足してください(「%」は無視してください)。所得が300万円の方の「税率」は10.21なので、10を足すと「20.21」になります。

その次に、その数字を100から引きます。上記の例では、100-20.21=79.79です。

次に、最初の所得の金額を、その数字で割ってください。300万円÷79.79=37,598円となります。

最後に、その数字を2倍します。37,598円×2=75,196円となります。これが、実質負担を2千円にする寄附金の最高額の目安です。

昨年と今年の所得が同じであるという前提での概算ですので、あくまで目安であることをご承知おきください。また、住宅ローン控除を受けている方や譲渡所得のある方などは、別の計算が必要となりますので、ご了承ください。

夏季休暇について

誠に勝手ながら、

8月11日(火曜日)から
8月16日(日曜日)まで

夏季休暇とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

COOLBIZ クールビズ実施 を実施しています

当事務所では、環境省の提唱する地球温暖化防止対策の一環である「クールビズ」に賛同し、実施しております。

皆様には趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

また、皆様におかれましても、どうぞ軽装でお越しくださいませ。

- ・ 実施期間：5月7日から10月31日まで(予定)
- ・ 実施内容：ノーネクタイ・ノー上着の励行、エアコン温度を高めに設定



発行：

株式会社Y&T会計事務所
田沢徳和税理士事務所

〒233-0013
横浜市港南区丸山台2-1-5
第2丸照ビル3階

TEL： 045-847-4810

FAX： 045-847-4811

E-mail: info@tax-account.jp

URL : <http://www.tax-account.jp>

